

2025年度

福山市古野上町15番25号

下水道管渠維持管理支援システム入力業務委託 実施設計書

業
務
概
要

システムデータ入力 一式

下水道管渠維持管理支援システム入力業務委託

仕様書

2025 年（令和 7 年）9 月

福山市上下水道局 工務部 管路維持課

【目次】

1	委託業務名称	1
2	履行期間.....	1
3	履行場所.....	1
4	システム名称	1
5	業務の目的.....	1
6	仕様書の適用	1
7	機密情報の取扱い	1
8	個人情報の保護.....	1
9	再委託	2
1 0	契約期間.....	2
1 1	委託料の支払い.....	2
1 2	提出書類.....	2
1 3	工程管理.....	2
1 4	打合せ協議	3
1 5	貸与資料の取扱い	3
1 6	成果品検査	3
1 7	成果品の瑕疵	3
1 8	引渡し	3
1 9	疑義の解釈.....	4
2 0	業務概要.....	4
2 1	業務計画の作成.....	4
2 2	業務実施状況の管理.....	4
2 3	随時報告.....	4
2 4	データ要件確認.....	5
2 5	データ登録及びファイリング	5
2 6	データ納品	5
2 7	システム動作検証	5
2 8	納入成果品	5

1. 委託業務名称

下水道管渠維持管理支援システム入力業務委託

2. 履行期間

契約日から2026年（令和8年）3月31日まで

3. 履行場所

福山市古野上町15番25号

4. システム名称

下水道管渠維持管理支援システム

5. 業務の目的

「下水道管渠維持管理支援システム入力業務委託」（以下「本業務」という。）は、管路施設を効率・効果的に維持管理するために、維持管理の基本となる巡視・点検等の施設管理情報や、修繕情報、陥没情報、苦情情報、清掃情報の位置情報及び管理情報を登録し、下水道管渠維持管理支援システムのデータを作成することを目的とする。

6. 仕様書の適用

本仕様書は福山市上下水道局（以下「発注者」という。）が発注する本業務に適用するものであり、受注者が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

7. 機密情報の取扱い

- （1） 受注者は、業務遂行上知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し又は他人に漏えいしてはならない。この契約期間後においても同様とする。
- （2） 受注者は本業務内で取り扱う情報や、発注者より貸与を受けるデータ及びシステムの情報保護、管理等を適正かつ厳格に行うこと。
- （3） 業務上作成した複写物やメモは業務完了後、確実に処分すること。

8. 個人情報の保護

受注者は、業務遂行上知り得た個人情報を他の目的に使用し又は他人に漏えいしてはならない。この契約期間後においても同様とする。

9. 再委託

- (1) 受注者は、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部を第三者に再委託することについて、あらかじめ再委託する理由、業務内容、業者名、業務執行場所等を文書で届けた上で発注者の承認を得た場合は、この限りではない。
- (2) 再委託が承認された場合は、再委託先に対しても委託条件を厳守させることとし、再委託先の履行業務については、受注者が共同で責任を負うこと。
- (3) 再委託先から更に他の第三者に委託をさせてはならない。

10. 契約期間

本業務の契約期間は、契約日から2026年（令和8年）3月31日までとする。

11. 委託料の支払い

- (1) 受注者は、検査に合格したときは、所定の様式による請求書を速やかに発注者へ提出しなければならない。
- (2) 発注者は、上記の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

12. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、下記の書類を提出し、その承認を受けるものとする。なお、承認された事項を変更するときは、その都度、承認を受けるものとする。

- (1) 業務工程表
- (2) 業務実施体制図
- (3) 技術者届
- (4) 業務委託完了通知書
- (5) 納品書
- (6) 請求書
- (7) その他委託者が指示する関係書類

13. 工程管理

受注者は、作業の進捗状況について発注者の要求があった場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

14. 打合せ協議

打合せ協議は、作業着手前には行い、発注者の要請があればその都度行うものとする。また、打合せ協議に際して、受注者はその内容について、議事録を作成し、発注者の確認を受けなければならない。

15. 貸与資料の取扱い

- (1) 発注者は、本業務に必要と認められる資料を受注者に貸与できるものとし、受注者は貸与された資料について責任をもって保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後に速やかに発注者へ返却するものとする。万一、損傷した場合には、受注者は発注者の指示に従い、必要な処置を受注者の負担において行うものとする。なお、発注者より資料を借用する際、受注者は必ず借用書を提示し、借用期間を厳守しなければならない。
- (2) 本業務で得られた資料及び成果品等は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく外部に貸与、複製及び公表してはならない。

16. 成果品検査

- (1) 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- (2) 受注者は、業務完了通知後、すみやかに業務委託完了通知書を発注者へ提出しなければならない。
- (3) 成果品の検査については、技術者立会いの上、発注者の承認を得た後で、受けるものとする。
- (4) 本業務の途中においても、発注者は必要に応じて、仕様書に基づき検査を行い、受注者に対し不備な箇所について必要な指示を与えることができる。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、受注者は、速やかにその指示に従わなければならない。

17. 成果品の瑕疵

- (1) 成果品納入後、成果品に瑕疵が発見された場合、受注者は発注者の指示に従い、必要な処置を受注者の負担において行うものとする。
- (2) 受注者の責に帰する誤りや不良箇所が発見された場合も、速やかに無償で必要な処置を行わなければならない。

18. 引渡し

成果品の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、業務の完了とする。

19. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者間で協議の上、これを定めることとする。

20. 業務概要

本業務の概要は以下の通りとする。

- (1) 計画準備（打合せ協議含む）
- (2) 情報のデータ確認
- (3) 情報データ入力・登録及びファイリング
- (4) データ納品

21. 業務計画の作成

本業務を行うに先立ち、人員配置、必要機材及び工程等を検討し、業務計画を行うこと。

- (1) 受注者の実施体制及び担当者の連絡先を文書で提出し、発注者の承認を得ること。
- (2) 委託業務の担当者は、委託業務を適切に履行するために必要な知識と経験を有すること。
- (3) 実施体制及び担当者の連絡先を変更する場合、事前に文書で発注者に説明した上で、承認を得ること。
- (4) 契約締結後14日以内に業務工程表を作成し、発注者に説明の上、承認を得ること。

22. 業務実施状況の管理

委託業務全体の実施状況を把握し、問題が検知された場合は、速やかに対策を講じること。また、委託業務の履行過程で発生した課題については、発注者に報告し、課題解決に向けて必要な措置をとるとともに、課題解決まで適切に管理すること。

23. 随時報告

次に示す問題等の発生時は、発注者へ随時報告し、必要に応じて協議を行うこと。
なお、下記の説明は現地にて行うこと。

- (1) 委託業務全般に係わる重要な問題等の発生時。
- (2) 課題管理に係わる重要な問題等の検出時。
- (3) 障害発生時。
- (4) その他、随時報告が適当と判断される事象の発生時。

24. データ要件確認

本業務で導入するシステムは、下水道管渠維持管理支援システムに搭載されている維持管理機能で利用可能なデータとし、不明な位置情報は、発注者の指示に従い決定するものとする。

本業務の範囲として、運用中の下水道管渠維持管理支援システムにデータをインストールし動作確認するところまでを含むものとする。

25. データ登録及びファイリング

本業務で登録する情報について、苦情、清掃、修繕、陥没、依頼（苦情、清掃、修繕、陥没に当てはまらない情報）の項目別に分けて、地図上に位置情報の登録を行い、その後、登録した情報へファイリングを行うものとする。

26. データ納品

受注者は、2026年（令和8年）3月上旬までに、システム上で正常稼働するよう検証を行い、発注者にデータ検証結果を報告し、承認を得なければならない。

検証結果により不備が見受けられる場合には、受注者の責任によりシステムで運用できるまでデータ修正を行い、受注者は発注者の指定する期日までに再検証を行い、発注者に再度、検証結果を報告し、承認を得なければならない。

27. システム動作検証

受注者は、システム本稼働前の2026年（令和8年）3月上旬までに、本システムにデータを反映させ、表示内容、システム機能等について確認し、発注者の仕様を満たすよう各種調整するものとする。

28. 納入成果品

本業務の成果として以下のものを納入するものとする。

- (1) 業務委託完了通知書 … 1部
- (2) データ登録証跡資料 … 1式
- (3) 情報登録データ … 1式

※業務委託完了通知書は、業務完了後遅延なく提出すること。その他、発注者の指示する関連資料を提出すること。

設 計 書

単価年度 令和7年度

場 所	福山市古野上町15番25号	
業 務 名	下水道管渠維持管理支援システム入力業務委託	
金 額	設計金額	円
業 務 概 要	システムデータ入力 一式	
地域区分	そ の 他	

業務委託費 内訳表

費 目	工 種	種 別	細 別 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	適 用
直接人件費				式	1			
	システムデータ入力			式	1			
		計画準備		式	1			第1号単価表
		苦情情報入力(デジタル)		件	298			第2号単価表
		GISデータ登録		件	298			第3号単価表
		打合せ協議		式	1			第4号単価表
業務原価				式	1			
諸経費				式	1			(直接人件費)×95.8%
業務価格				式	1			
消費税相当額				式	1			

福山市上下水道局

業務委託費 内訳表

費 目	工 種	種 別	細 別 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	適 用
業務委託費				式	1			

第1号単価表

計画準備 1式当り単価表

種別:
形状:
備考:
摘

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	要
技師		人	1.0				
機械経費		%	5				
材料費		%	2				
合 計		式	1				

第2号単価表

苦情情報入力(デジタル) 100件当り単価表

種別:
形状:
備考:

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
技師補		人	0.6				
普通作業員		人	0.5				
機械経費		%	5				
材料費		%	2				
合 計		件	100				
単位当たり		件	1				

第3号単価表

GISデータ登録 100件当り単価表

種別:
形状:
備考:
摘 要

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
技師補		人	0.8				
普通作業員		人	0.5				
機械経費		%	5				
材料費		%	2				
合 計		件	100				
単位当たり		件	1				

第4号単価表

打合せ協議 1式当り単価表

種別:
形状:
備考:
摘

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	要
技師		人	3.0				
合 計		式	1				